

名称位置	調理実習室 研修室	調理実習室 研修室	会議室	2階廊下	2階ホール	2階廊下		
個数	4	1	1	1	1	1		
ガラス	トメイフロート 5%, 6%	全左	トメイフロート 5%, 6%, 8%	トメイフロート 6%, 8%	6.8% 網入りトメイ	トメイフロート 5%, 8%		
塗装	アルミ電解二次着色仕上	全左	全左	全左	全左	全左		
金物	ハンドル型 90度, 他付両金物一式	全左	全左	カムラッチハンドル 丁番, 他付両金物一式, 両開調整機	カムラッチハンドル, 丁番, 他付両金物一式, 両開調整機	全左		
備考	片引窓 特見込 70%	全左	全左	特見込 70%	特見込 70%	全左		
記号	A.W 18	A.W 19	A.W 20	A.W 21	A.W 22	A.W 23		
姿								
名称位置	AW24-書写室, AW25-会議室	AW26-印刷室, AW27-放送室	映写室	階段室 2F	舞台下部			
個数	AW24-1, AW25-1	AW26-1, AW27-1	1	1	1			
ガラス	トメイフロート 5%, 6%, 6.8% 網入りトメイ	トメイフロート 5%, 8%	トメイフロート 5%, 8%	トメイフロート 6%	アルミ電解二次着色			
塗装	アルミ電解二次着色仕上	全左	全左	全左	アルミ電解二次着色			
金物	カムラッチハンドル 丁番, 他付両金物一式, 両開調整機	全左	全左	全左	アルミ電解二次着色			
備考	特見込 70%	特見込 70%, エアタイトサッシ	全左	特見込 70%	アルミ電解二次着色			
記号	A.W 24, A.W 25	A.W 26, A.W 27	A.W 28	A.W 29	AG 9			
姿								
名称位置	風切室	楽屋入口	図書室	シャワー室	受付事務室	事務室	舞台	
個数	2	1	1	2	1	1	2	
ガラス	トメイフロート 5%, 6%	トメイフロート 5%, 6%	トメイフロート 6%	トメイフロート 5%, 6%	トメイフロート 6%, 8%	トメイフロート 6%, 8%	トメイフロート 6%, 8%	
塗装	アルミ電解二次着色	全左	全左	アルミ電解二次着色	アルミ電解二次着色	アルミ電解二次着色	OP	
金物	F.H. 押棒, 引棒, シリコンパッキン, 他付両金物一式	F.H. DC 押棒, 引棒, シリコンパッキン, フルスパッキン, ポルタ電着	F.H. 押棒, 引棒, シリコンパッキン, 他付両金物一式	引棒, 丁番, 他付両金物一式	引棒, ステンレスパッキン	引棒, ステンレスパッキン	レベルマックスパッキン	
備考	特見込 70%	特見込 70%	特見込 70%	折戸, 特見込 70%			建蔽運動防煙降圧室 (垂直式) 移動機器設置	
記号	AG 1	AG 2	AG 3	AG 4	AG 32	S.S 1		
姿								
名称位置	空調機械室		くまじょう室					
個数	1	4	1	2		3	2	
ガラス								
塗装	アルミ電解二次着色	全左	全左	全左	全左	全左	全左	
金物	ステンレス防虫網	全左	全左	全左	全左	全左	全左	
備考	特見込 100% 開口率 50%	特見込 70% 開口率 50%	全左	全左	全左	特見込 70% 開口率 50%	特見込 100% 開口率 50%	
記号	AG 1	AG 2	AG 3	AG 4	AG 5	AG 6	AG 7	
姿								

外観写真(1)



外観写真(2)



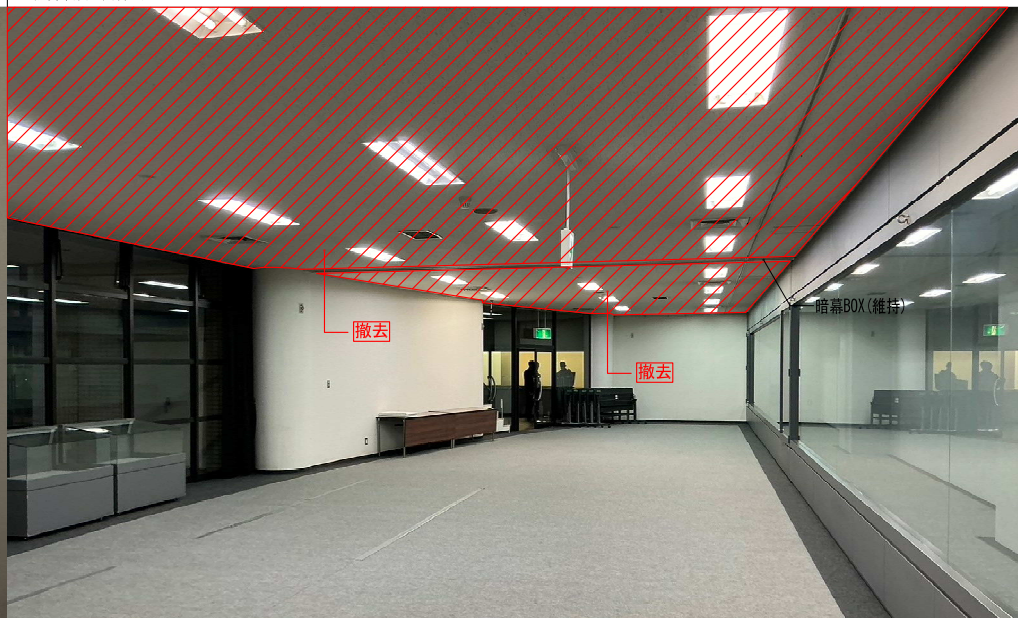
内観写真(エントランスホール)



内観写真(倉庫)



内観写真(展示資料室)



日付	作図者	概要
251103	建築設計グループ・小堀	作図

日付	検図者	概要
251203	技術監理室・石井	精算前検図
260309	技術監理室・石井	出荷前検図

部長

技術監理室長	設計室長

P.L.	担当者

作図担当者

工事名称	益子町既存施設改修及び図書館建設工事
図面名称	参考写真

益子町既存施設改修及び図書館建設工事 特記仕様書

I 工事概要			
1. 工事場所	栃木県芳賀郡益子町益子 3667-3		
2. 建物概要			
建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象物区分
図書館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建	1,360.21㎡	防火対象物
益子町民会館	鉄筋コンクリート造地上2階 地下1階建	4,371.46㎡	特定防火対象物
3. 工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）			

工事種目	建物名称			
	図書館	町民会館		
電灯設備	●	●	○	○
動力設備	●	●	○	○
電熱設備	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○
受変電設備	●	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○
構内交換設備	●	●	○	○
構内情報通信網設備	●	●	○	○
情報表示設備	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○
拡声設備	●	○	○	○
誘導支援設備	●	○	○	○
テレビ共同受信設備	●	○	○	○
監視カメラ設備	●	●	○	○
駐車場管理設備	○	○	○	○
防火・入退室管理設備	●	●	○	○
火災報知設備	●	●	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○
発生材処理	○	●	○	○
構内配電線路	●	●	○	○
構内通信線路	●	●	○	○
テレビ電波障害防除	○	○	○	○

II 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「**標仕**」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「**改修標仕**」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「**標準図**」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（(2)から（5）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版）」（以下、「**公住仕**」いう。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「**改修公住仕**」）という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（(2)から（7）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
- 公住仕及び改修公住仕
- 機材の品質・性能基準（令和7年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2. 特記仕様

- 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。
- 特記事項に記載の（. . . ）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- 特記事項に記載の（公住仕. . . ）内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

●1章 一般共通事項

O1 工事実績情報システム（CORINS）への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

O2 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険のうち1以上に加する。契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於ては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

O3 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること

O4 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

O5 施工従事者

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

O6 施工条件明示（1.3.3）

工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外（ ）

資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外（ ）

O7 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないよう注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

O8 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
〔工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について〕

万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故等の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

O9 交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一般検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

O10 環境対策

（1）騒音・振動対策

受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（2）排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（3）グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律（平成12年法律第100号。『グリーン購入法』という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

O11 発生材の処理等

〔発生土〕

●構内指示の場所に敷均し
○構外指示の場所にたい積
●構内指示の場所にたい積
○構外搬出指示の場所にたい積
たい積場所（ ）

●構外搬出適切処理

（処理場所は入札条件書（特記事項）による）
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

〔発生土以外の発生材〕
・引渡しを要するもの
○有 名称（ ）
○無
・特別管理型産業廃棄物
○有 名称（ ）
○無
処理方法（ ）

・再利用及び再資源化を図るもの
○有 名称（ ）
○無
・廃PCB等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・六ふっ化硫黄ガス、イオン化感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。
・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。
※上記に指定されていないものは、標仕1.3.9(2)(a)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

- 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成・提出し、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。なお、「建設混合廃棄物の現場分別」については、〔現場分別マニュアル〕も参考に分別の徹底に取り組むこと。
関東地方整備局HP＞技術情報＞その他＞建設リサイクル
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000094.html
- 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
- 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
- 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

O12 再使用機器

再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうち取り付ける。

O13 機材の品質等（1.4.2）

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要材料使用通知書により監督職員に通知する。

O14 機材の検査

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

O15 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

O16 見本施工（1.5.3）

○次に示す事項について、見本施工を実施すること。

O17 施工の検査に伴う試験（1.5.4）

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

O18 化学物質の濃度測定（1.5.7）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定方法
○パッシブ型
○アクティブ型
着工前の測定
○行わない
○行う
測定対象室
○図示
○
測定箇所数
○図示
○

（住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上）

報告の様式等については監督職員の指示による

O19 化学物質を発散する建築材料等（1.5.7）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
- 接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- （1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
 - 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 - 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 - 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

O20 完成図等（1.7.2.3）

- 作成する
 - 作成しない
 - 製本
提出部数
●2部
・部
複写2つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
●C D-R
提出部数
(2)部
 - 施工図
提出部数
●2部
○2部
 - 保全に関する資料
提出部数
●2部
○部
公住仕表1.7.2に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。（公住仕1.7.3）

O21 施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

O22 電子納品

◎適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版)」とする。
設計CADデータの貸与 ・無
◎有（著作権者
◎設計者
・その他（ ））
◎貸与するCADデータを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

O23 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（令和5年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

O24 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが
○出来る
○出来ない（ ）
仮設計画は、現場の状況を優先する。

・25 足場機種類（2.1.1）

- 別契約の関係請負者が設置したものを無償で使用できる。
- 本工事で設置とする。
- 改修工事の場合は、改修標仕第1編2.2.2によるほか下記による。
- 内部仮設足場等（ 種）
- 外部仮設足場等（ 種）

O26 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立会）及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

O27 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検計日）までの電気料金は、工事業者と益子町で按分とする。

O28 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設置場所ほか	○特定の施設		●一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階層 <p>屋上及び 塔屋</p>	機器	2.0	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5
中間層	機器	1.5	1.0	1.0
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0
地階・	機器	1.0	0.6	0.6

1階	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器	○発電装置（防災用）	○交流無停電電源装置	○直流電源装置
●交換機	○火災報知器受信機	○中央監視装置	○
	○	○	○

上階層の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

（2）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時にたらくものとする。

O29 不正軽油使用の防止対策

- 本工事は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

O30 過積載対策

- ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
- 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - さし枠装車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 過積載車両、さし枠装車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - （1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

O31 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 益子町が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査に必要な協力を行うこと。
- （1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

O32 工事の一時中止

- 益子町が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、発注者による不当要求または工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・33 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

O34 塵落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における塵落制止用器具の着用は、「塵落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による塵落制止用器具（フルハーネス型塵落制止用器具）とする。

工事名称	益子町既存施設改修及び図書館建設工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その1）	図面番号
設計年月日	2026年2月	E-特-01
設計者	株式会社 三上建築事務所	
発注者	益子町	

(栃木県R.7.4)

益子町既存施設改修及び図書館建設工事 特記仕様書

●2章 電灯設備

○1 非常用照明器具

- 電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池(10分)＋自家発電設備

○2 誘導灯

- 電池内蔵形　○電源別置形　○横置き

○3 配線器具

- (1) 防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。
- (2) 住宅用スイッチ、コンセント類は
 - 新金属プレート　―共用部
 - ワイドハンドル部　―住戸内

・**4 住宅用分電盤**

主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流		[単位A]
	定格電流	定格遮断電流
主開閉器	30以下	2,500以上
	30を超え100以下	5,000以上
	100を超え150以下	10,000以上
分岐開閉器	－	2,500以上

住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）過電流警報（○シグナル音　○メッセージ音　○ランプ　）

○5 その他

- (1) ●特殊コンセントにはプラグを付属させる。●機械設備工事機器用コンセントは、プラグ等の仕様について確認し施工を行うこと。
- (2) 次のコンセントのプレートには、電圧等の表示を行う。
 - ・単相 200V
 - ・三相 200V
 - ― 一般電源用以外（※発電機回路、※UPS 回路等）※赤字等で表示する。
- (3) 次のコンセントは、色別を行う。
 - （○ 非常用電源　赤色　○ UPS電源　緑色　○ 太陽光電源　緑色　）
- (4) 盤類の設置にあたっては、耐震計算書を作成し監督職員の承諾を得ること。
- (5) 屋外灯の設置にあたっては、風圧荷重計算書を作成し監督職員の承諾を得ること。

●3章 動力設備

○1 機器への接続

- (1) 本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として
 - 本工事　○別途工事　とする。
- (2) 電動機等への接続は、ピニル2種金属製可とう電線管（防水ブリカ）を使用する。
- (3) 遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。

○2 その他

盤類の設置にあたっては、耐震計算書を作成し監督職員の承諾を得ること。

○ 電気自動車用充電設備

・**1 充電装置**

- (1) 本工事で設置する充電装置は以下とする。
 - 電気自動車用急速充電装置　定格電圧
 - 電気自動車用普通充電装置　定格電圧（○三相 200V　○単相 200V　○単相 100V）
- (2) 充電用ケーブルは、●別途工事　○本工事　とする。

○4章 電熱設備

・**1 制御盤**

- (1) 盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
- (2) 温度制御装置は、○電気式　○電子式　とし、過昇温防止機能を　●設ける　○設けない。

○5章 雷保護設備

・**1 突針支持管**

○鋼製（溶融亜鉛メッキ HDZ35 以上）　○ステンレス製

・**2 避雷導線**

○引下げ導線　○建築構造体利用

・**3 接地極**

○接地極埋設　○建築構造体利用

・**4 その他**

接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。避雷針の設置にあたっては、突針支持管の風圧荷重計算書を作成し監督職員の承諾を得ること。

●6章 受変電設備

○1 高圧開閉器（屋外用）

高圧気中開閉器（SOG）は（●方向性　●VT 内蔵　●LA 内蔵）　○既存

高圧気中開閉器（UAS）は（○方向性　○VT 内蔵）　○既存

○2 主遮断装置

高圧交流遮断器（VCB）は（●手動式　○電磁式）　○既存

○3 設備内容

進相コンデンサー（自動力率制御　●有　○無）
デマンド監視装置（●有　○無）
避雷器（●有　○無）

○4 配電盤

○屋内形（○開放形　○閉鎖形）　●屋外形　●キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

○5 その他

以下の書類を作成し監督職員の承諾を得ること。
●保護継電器の保護協調曲線　●換気量計算書　●耐震計算書

○7章 電力貯蔵設備

・**1 直流電源装置**

○非常用照明器具の電源と共用　○受変電設備専用　○消防法認定品
蓄電池
○鉛蓄電池　種類（　○CS 形　○PS 形　○MSE 形　○長寿命 MSE 形　○HSE 形）
○ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池　種類（○AM 形　○AMH 形　○AH 形　○AHH 形）

・**2 交流無停電電源装置（UPS）**

○常時インバータ給電方式
○ラインインタラクティブ方式
○常時商用給電方式

・**3 電力貯蔵装置（電力平準化専用）**

○リチウム二次電池　○鉛蓄電池　○ニッケル水素電池

・**4 その他**

- (1) 以下の書類を作成し監督職員の承諾を得ること。
 - 換気量計算書　○耐震計算書

○8章 発電設備

・**1 自家発電設備**

(1) 発電装置の用途
○防災用自家発電装置　○常用自家発電装置　○常用防災兼用自家発電装置
種類
○ディーゼルエンジン　○ガスエンジン
○ガスタービン　○マイクロガスタービン
始動方式
○電気始動式　○空気始動式

起動蓄電池
（○標準　○長寿命型）
冷却方式
○水冷式（○循環方式　○ラジエーター方式）
○空冷式
○A重油　○軽油　○灯油
燃料小出タンク
（○本工事　○別途工事）
主燃料タンク
（○専用　○他設備と共用）

○キュービクル式（○一般用　○寒冷地仕様　○低騒音仕様）
○オープン式
○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置
○長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置
○72 時間　○ 時間
監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
以下の書類を作成し監督職員の承諾を得ること。
○換気量計算書　○耐震計算書

(3) 燃料

(4) 形式

(5) 発電種類
○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置
○長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置
○72 時間　○ 時間
監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
以下の書類を作成し監督職員の承諾を得ること。
○換気量計算書　○耐震計算書

・**2 太陽光発電設備**

太陽電池モジュール
○結晶シリコン系（○単結晶　○多結晶）
○薄膜系（○アモルファス　○CIS　○CIGS）
○三相 3 線式 200V　○単相 3 線式 200/100V
・JET 認証品とする。
・JIS C 8955 に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。
・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数
○極めて重要な太陽光発電システム　○通常設置する太陽光発電システム
・OVGR の設置　○有　○無
・BPR の設置　○有　○無

以下の書類を作成し監督職員の承諾を得ること。
○基礎の強度計算書　○積雪荷重計算書　○地震荷重計算書

●9章 構内情報通信網設備

○1 構内情報通信網装置

構内情報通信網装置

次の情報モジュラージャックは色別を行う。
（●町内用 LAN　赤色　●利用者用 LAN　青色　○　）

●10章 構内交換設備

・**1 交換装置**

○IP-PBX　○VoIP サーバ　○既存　●配管工事のみ

・**2 電話機**

○一般形　○多機能形　○IP 形
○ファクシミリ　○デジタルコードレス形　○IP コードレス形
○停電用電話機

・**3 その他**

追加サービス機能
○可変短縮ダイヤル　○不在転送　○録音　○オフフック自動発信　○プログラマブルキー

○11章 情報表示設備

・**1 マルチサイン**

表示方式
○液晶 (LCD) 式　○EL 式
種類
○壁掛型　○自立型

・**2 時刻表示装置**

○親時計　○プログラムタイマ　○子時計　○電子チャイム
時刻同期装置
○標準電波方式　○公衆回線方式　○ラジオ放送方式　○GNSS 方式
○地上デジタル放送方式　○NTP サーバ方式

・**3 出退表示装置**

制御方式
○多線直接式　○パルス伝送式
表示方式
○LED 式　○液晶 (LCD) 式　○EL 式

○12章 映像・音響設備

・**1 プロジェクタ**

○本工事
種類
○液晶形　○◎DLP 形
投写方式
○前面式
スクリーン形式
○反射マット形　○反射ビーズ形　○反射細密ビーズ形
○反射ストライプ形
○上巻タイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ

・**2 その他の機器**

ワイヤレスマイク
○電波式　○赤外線式
○USBメモリ　○SDメモリカード
○DVD-R　○DVD-RW　○DVD+R　○DVD+RW　○DVD-RAM　○DVD-R DL　○DVD+R DL
○BD-R　○BD-RE　○BD-ROM　○BD-R DL　○BD-RE DL　○BD-R XL　○BD-RE XL
○DVD-R　○DVD-RW　○DVD+R　○DVD+RW　○DVD-RAM　○DVD-R DL　○DVD+R DL
○BD-R　○BD-RE　○BD-ROM　○BD-R DL　○BD-RE DL　○BD-R XL　○BD-RE XL

録画可能メデア

電源カットリレー
○有　○無
機器収納ラックはカギ付きとし、監督職員の承諾のうえ製造者標準として良い。

●13章 拡声設備

○1 拡声装置

種類
○一般放送用　●非常放送用
アンテナ
○AM（○ステンレス鋼製　○　）
○FM（○耐食アルミニウム製　○ステンレス鋼製）

●14章 誘導支援設備

○1 誘導支援装置

○音声誘導装置（○無線式　○磁気式　○画像認識式）
●インターホン装置（●テレビインターホン　●外部受付用インターホン）
●トイレ等呼出装置（○壁掛式　●ラック収納式　○卓上式）
○住宅情報盤装置　消防法に適合した旨の表示をすること
○公共住宅の住宅情報盤装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）
○インターホンオートドアロック装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）
○電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）

●15章 テレビ共同受信装置

○1 テレビ共同受信装置

種類
●UHf　●BS　○CS　○CATV　○FM　○AM
画質
○2K　○4K　●8K　○16K
その他
増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A 接地端子付きのコンセントを設ける。
テレビ端子及び直列ユニットはCS・BS・Uf・FM 共用形、プラグ付きとする。
地上デジタル放送を受信できるものとする。

公共住宅のテレビ機器・FM アンテナの品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）
パラボラアンテナの設置にあたっては、風圧荷重計算書を作成し監督職員の承諾を得ること。

●16章 監視カメラ設備

○1 監視カメラ装置

伝送方式
●ネットワーク伝送方式　○同軸伝送方式
録画装置
●デジタルレコーダ　○録画サーバ
その他
・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。

○17章 駐車場管制設備

・**1 駐車場管制装置**

検知方式
○光線式　○ループコイル式　○超音波センサ式
信号灯・警報灯
○天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形

○18章 防犯入退室管理設備

・**1 防犯装置**

○本工事　●本工事(配管のみ)　○別途工事
基本機能以外の追加機能
○
方式
○磁気カード　○暗証番号　○IC カード(接触式)
○IC カード（非接触式）　○バイオメトリックス

・**2 電気錠**

○本工事　○別途工事
方式
○瞬時通電解除形　○通電時錠形　○通電時施錠形　○モータ施錠錠形

●19章 火災報知設備

○1 自動火災報知装置

受信機
●P 型 1 級　3 〇回線　（●新設　○既設）　図書館
受信機
●P 型 1 級　4 〇回線　（○新設　●既設）　町民会館
○GP 型 級　回線　（○新設　○既設）
○GR 型　回線　（○新設　○既設）

○副受信機　回線　（○新設　○既設）

・**2 自動閉鎖設備**

○連動制御器（錠）　回線（○単独　○受信機と一体）

○3 非常警報装置（非常ベル）

●非常放送装置　○非常放送装置（緊急地震放送付）　○非常ベル

・**4 ガス漏れ火災警報装置**

○個別式　○集中監視式　回線
ガスの種類
○都市ガス（種類　）　○液化石油ガス
○冷媒ガス

・**5 住宅用自動火災報知装置**

○共同住宅用非常警報設備（共用部分）
非常警報装置の蓄電池は、○警報操作盤に組み込む　○機器一体型
○住戸用自動火災報知設備（住戸等と非開放の共用部分）
○共同住宅用自動火災報知設備

○20章 中央監視制御設備

・**1 中央監視制御装置**

○警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置

●21章 構内配電線路

○1 配線方式

●地中線式　○架空線式

○2 地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

○3 付属品

○マンホール用梯子　●ハンドホール用手カギ

○4 屋外設備

(1) 電源供給方式
●共用盤から供給　○単独ソーラ供給　○単独引込（定額料金）
(2) 点滅方式
●自動点滅器　●タイマ
（廊下共用灯は、○自動点滅器　○タイマ）

(3) 鋼管柱
○塩ビコーティング　●耐候性鋼製

○5 その他

- (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
- (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

●22章 構内通信線路

○1 配線方式

●地中線式　○架空線式

○2 地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

○3 付属品

○マンホール用梯子　●ハンドホール用手カギ

○4 その他

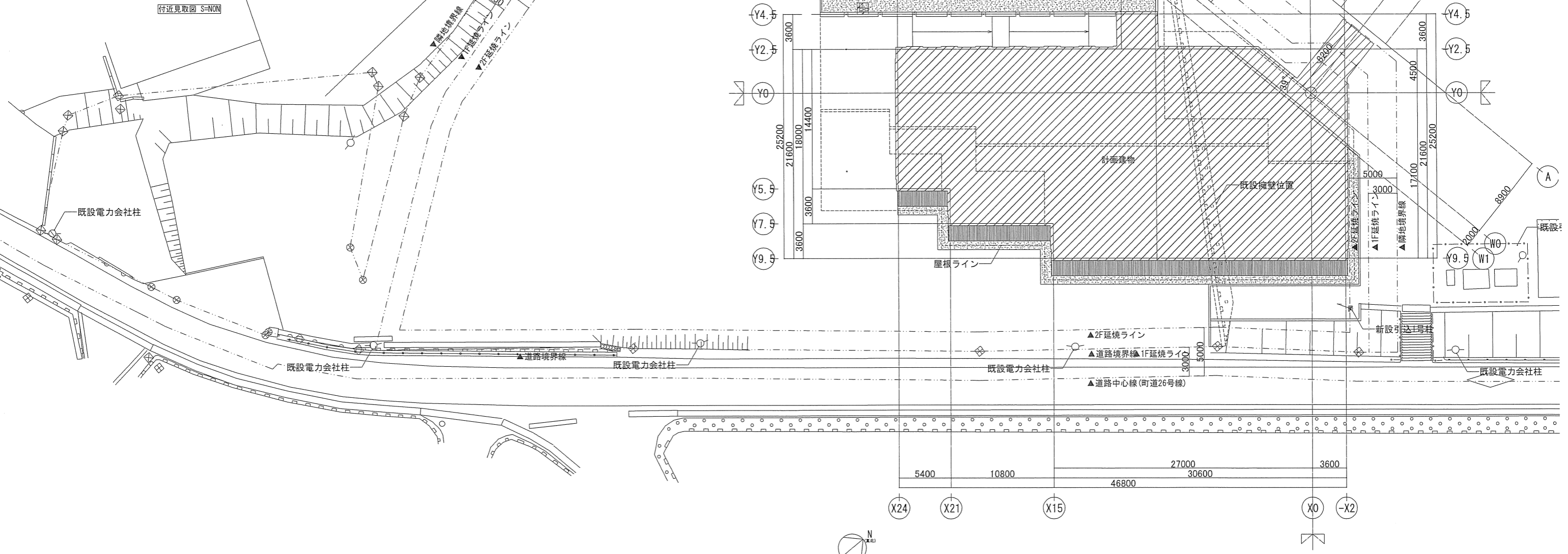
- (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
- (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

工事名称	益子町既存施設改修及び図書館建設工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その2）	図面番号
設計年月日	2026年2月	[-特-02
設計者	株式会社　三上建築事務所	
発注者	益　子　町	

(栃木県 R7.4)



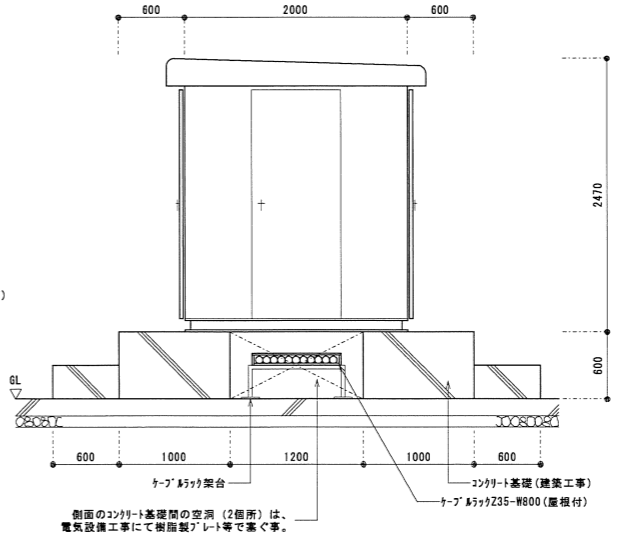
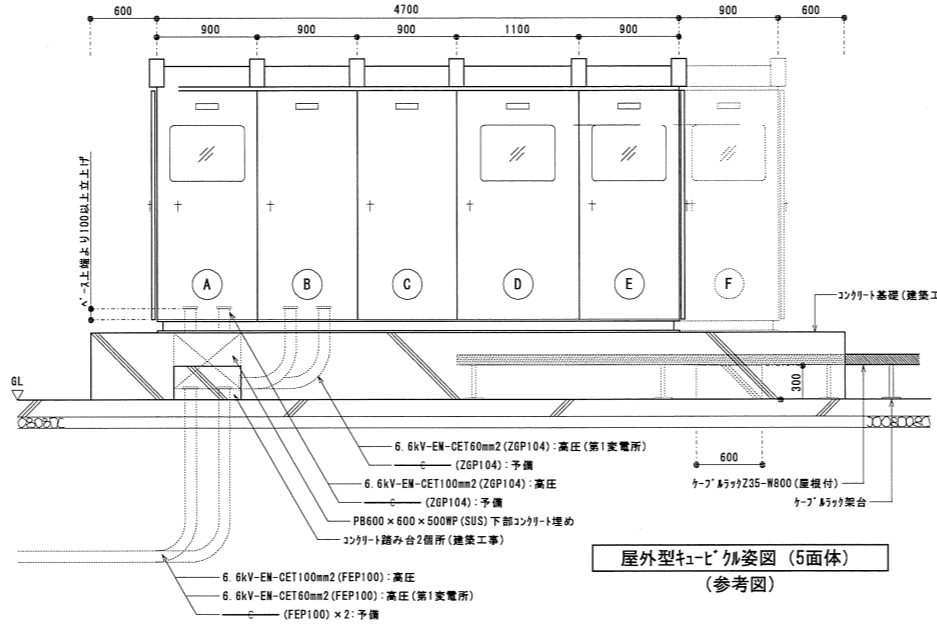
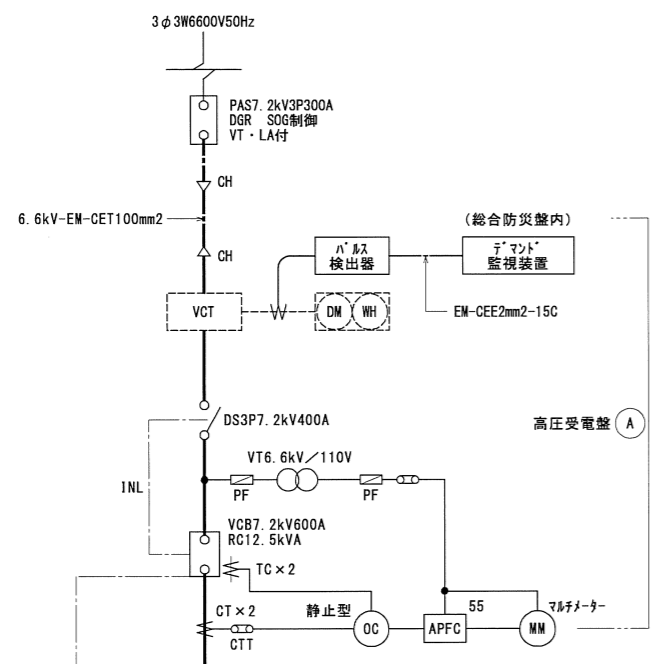
付近見取図 S=NON



配置図 S=1:200

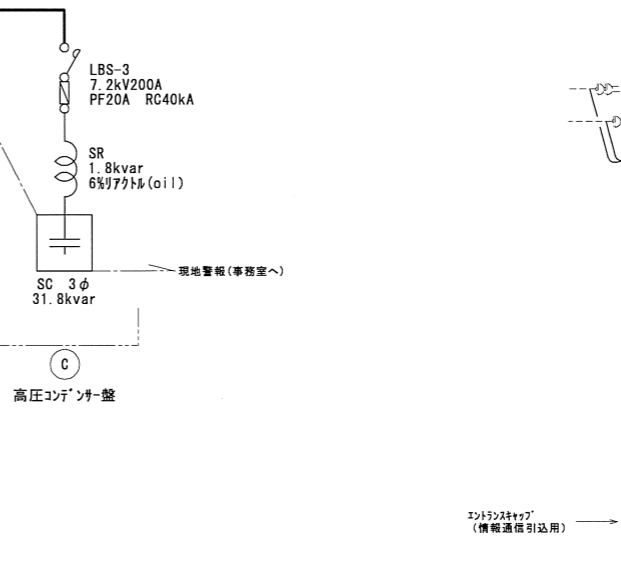
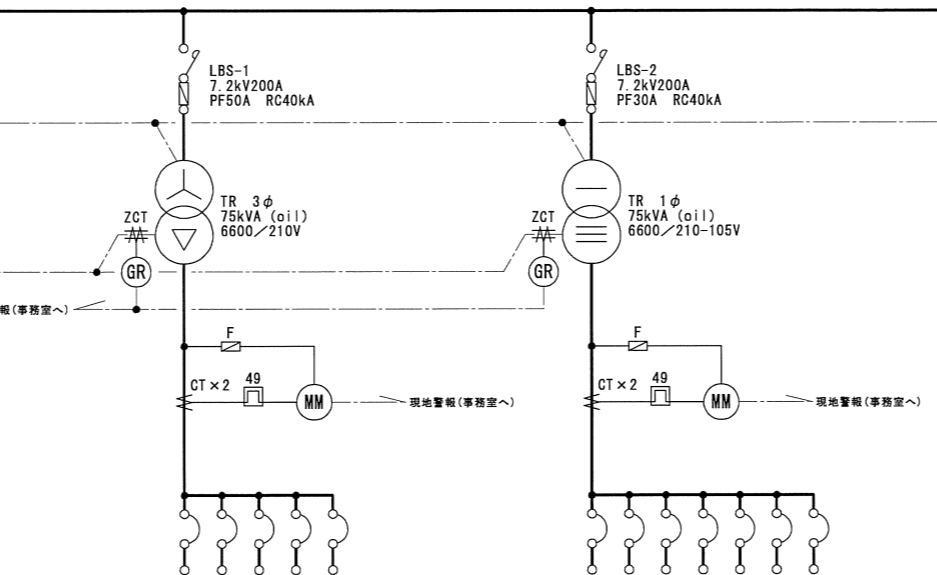
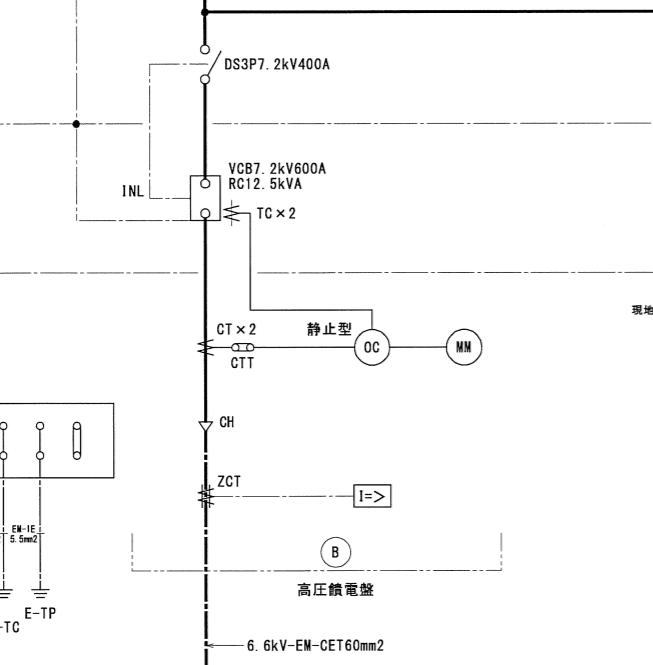
敷地概要	
用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定なし(22条地域内)
凡例	
	計画建物

<p>株式会社 三上建築事務所</p> <p>一級建築士事務所 (茨城県) 知事 登録第A0100号 (0504) 茨城県水戸市大町三丁目4番36号</p>	<p>一級建築士登録 234778号</p> <p>益子一彦</p> <p>当該図書の設計者</p> <p>一級建築士登録 325985号</p>	<p>富田 武俊</p>	<p>第18版 2023.04改訂</p>	<p>作図履歴</p> <p>日付 作図者 概要</p> <p>25.10.31 設備設計室・山川 作図</p>	<p>検図履歴</p> <p>日付 検図者 概要</p> <p>25.10.31 設備設計室・松本 概算前検図</p> <p>25.10.31 設備設計室・松本 出前前検図</p>	<p>承認</p> <p>所長 技術監理室室長</p>	<p>検図</p> <p>設計室室長</p>	<p>検証</p> <p>P L 担当者</p>	<p>作図</p> <p>作図担当者</p> <p>Yamakawa</p>	<p>案内No. 24-09 設計年月 2026.02</p> <p>工事名称</p> <p>益子町既存施設改修及び図書館建設工事</p> <p>図面名称</p> <p>配置図・付近見取図</p>	<p>図番</p> <p>E-01</p>
				<p>縮尺 A1=1:200 A3=1:400</p>							



(A)	高圧受電盤
(B)	高圧饋電盤
(C)	高圧コンデンサ盤
(D)	図書館 低圧動力盤
(E)	図書館 低圧電灯盤
(F)	予備スペース

- 高圧受電部が露出する部分は、透明保護カバーにて防護する事。
- 銅帯等に不可逆性のサビペールを貼り付ける事。
- 変圧器は、トランス変圧器第3次判断基準とする。
- 変圧器は、ダイヤ式温度計付とし、容易に確認できる位置に取付ける事。
- 指示計は、容易に確認できる位置に取付ける事。
- 扉面に、変圧器のタップ値・高圧機器のタップ名板を取付ける事。
- 電力会社・所管消防署への届出及び協議、主任技術者立会費・各種試験調整等に係る費用（負担金共）は本工事に含む。
- 警報は、各計器でとる事。（端子設置）但し、外部警報は、一括警報とする。
- 消防認定仕様（告示7号適合品）とする。
- キュービクル本体は、耐塩塗装仕上とする。
- キュービクルは、溶融垂鉛付仕上とする。
- 耐震クラスAとする。



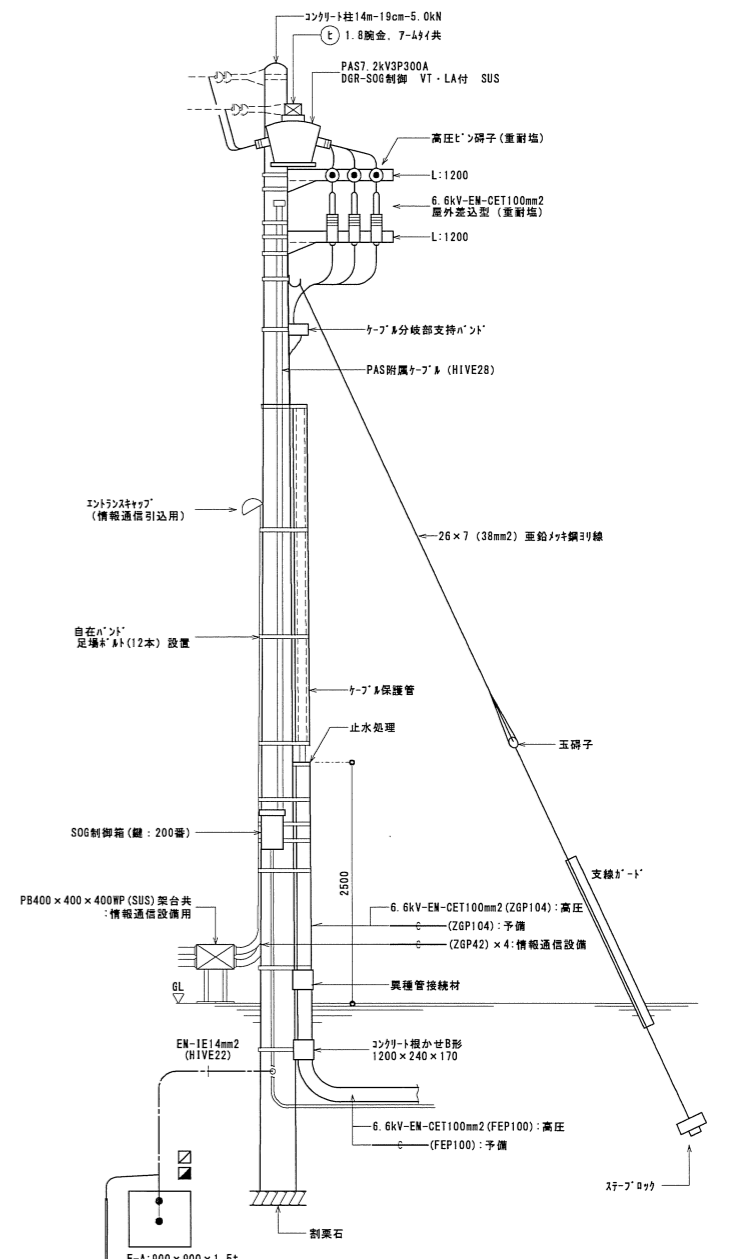
250AT	400	MCB3P	42.60kW
50AT	50	MCB3P	3.92kW
50AT	50	MCB3P	3.5kW
225AT	225	MCB3P	-
100AT	100	MCB3P	-

(TOTAL: 50.02kW)
図書館 低圧動力盤

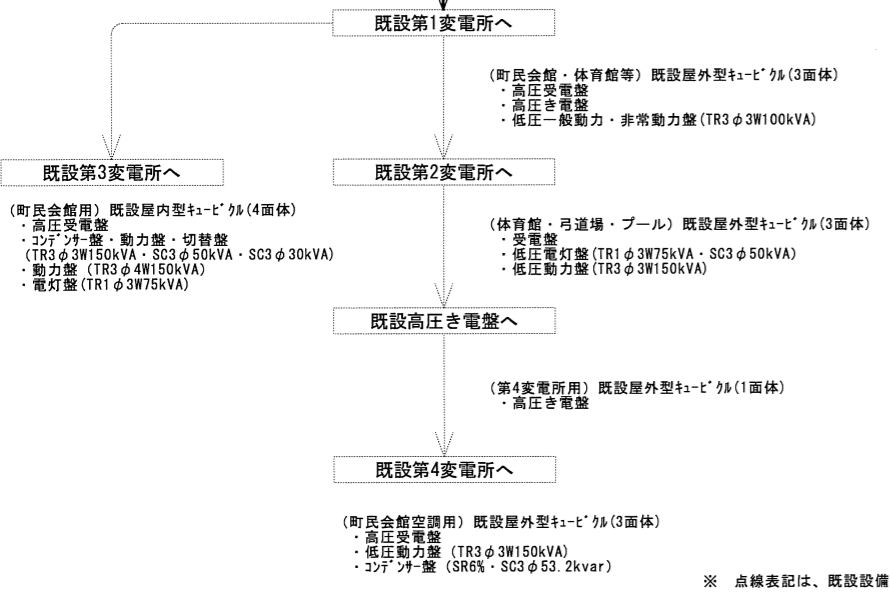
150AT	225	MCB3P	19.93kVA
150AT	225	MCB3P	27.56kVA
100AT	100	MCB3P	18.32kVA
75AT	100	MCB3P	4.19kVA
100AT	100	MCB3P	-
100AT	100	MCB3P	-

(TOTAL: 70.00kVA)
図書館 低圧電灯盤

受変電設備単線結線図 (第5変電所)



引込1号柱装柱図 (参考図)



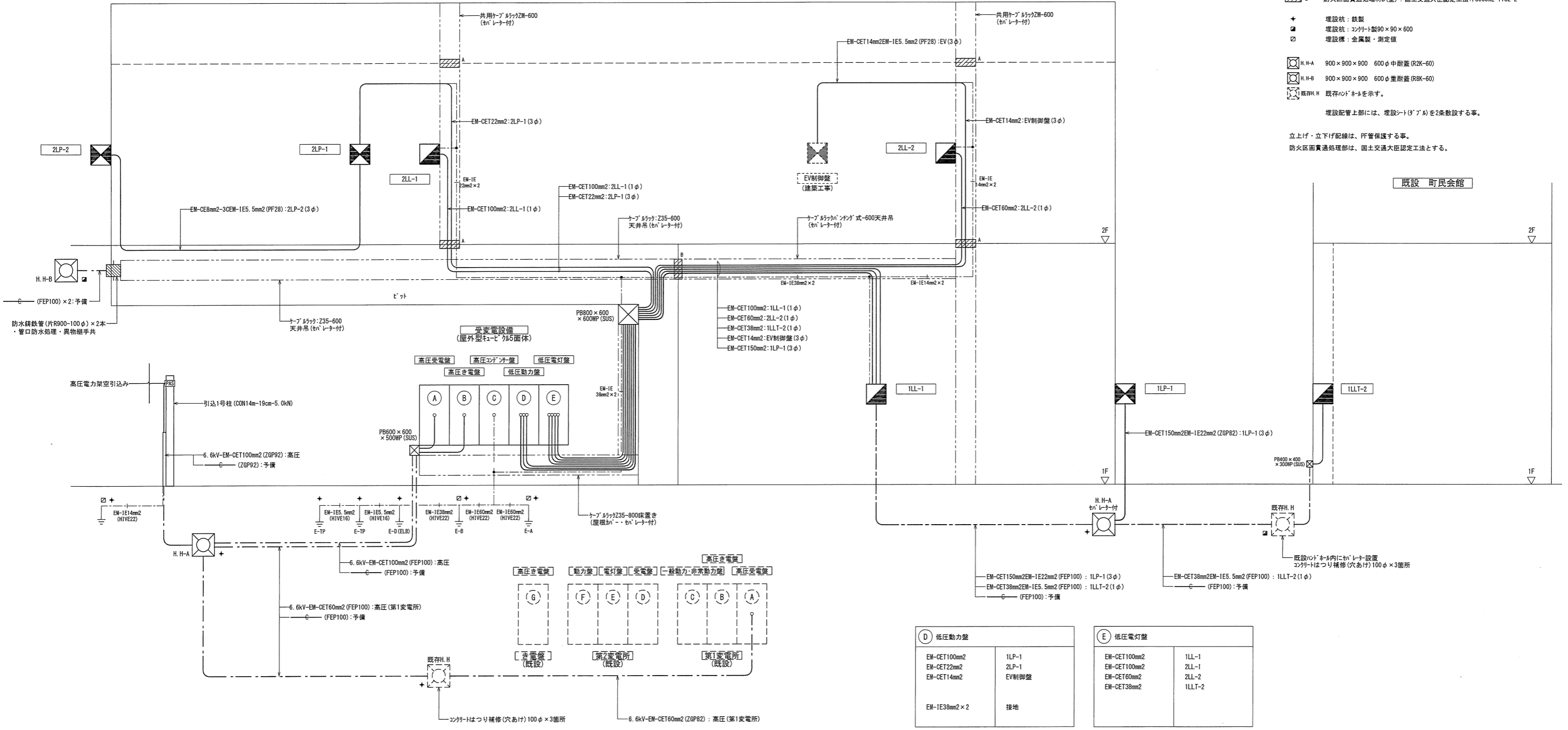
※ 点線表記は、既設設備（現状維持）を示す。

承認	検図	検査	作図
所長	技術管理室室長	設計室室長	P.L
			担当者
			作図担当者

承認	検図	検査	作図
所長	技術管理室室長	設計室室長	P.L
			担当者
			作図担当者

業務No. 24-09 設計年月 2026.02	図番
工事名称 益子町既存施設改修及び図書館建設工事	確認 (電気)-02
図番名称 受変電設備単線結線図 (第5変電所)・屋外型キュービクル外装図	E-03
縮尺 A1= 1/100 A3= 1/200	

新設 図書館



電灯・動力幹線設備 系統図

- 凡例
- 配管 (P管) 保護を示す。
(天井・ケーブルダクト内への突出し)
 - A 防火区画貫通処理材A(床) : 国土交通大臣認定工法: PS060FL-1200-2
 - B 防火区画貫通処理材B(壁) : 国土交通大臣認定工法: PS060ML-1182-2
 - + 埋設杭: 鉄製
 - 埋設杭: コンクリート製 90 x 90 x 600
 - 埋設杭: 金属製・測定値
 - H.H-A 900 x 900 x 900 600φ 中耐蓋 (R2K-60)
 - H.H-B 900 x 900 x 900 600φ 重耐蓋 (R8K-60)
 - 既存H.H 既存のH.Hを示す。
- 埋設杭上部には、埋設シフト(アーム)を2本敷設する事。
- 立上げ・立下げ配線は、P管保護する事。
防火区画貫通処理部は、国土交通大臣認定工法とする。

D 低圧動力盤		E 低圧電灯盤	
EM-CET100mm2	1LP-1	EM-CET100mm2	1LL-1
EM-CET22mm2	2LP-1	EM-CET100mm2	2LL-1
EM-CET14mm2	EV制御盤	EM-CET60mm2	2LL-2
		EM-CET38mm2	1LLT-2
EM-IE38mm2 x 2	接地		

